

市第70号議案

横浜市総合保健医療センター条例の一部改正

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号アただし書中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市総合保健医療センターの診療所及び精神科デイ・ケア施設の利用料金について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市総合保健医療センター条例（抜粋）

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}} \right)$

（利用料金）

第 9 条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(1) 診療所及び精神科デイ・ケア施設において診療を受ける場合は、次に掲げる額（精神科デイ・ケア施設にあつては、ウに掲げる額を除く。）

ア 一般診療（ウに規定する短期入所療養介護等及びエからキまでに規定する診療を除く。以下同じ。）を受けるときは、次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により消費税を課されない一般診療以外の一般診療を受けるときは、当該算定した額に  $\frac{1.08}{1.05}$  を乗じて得た額（10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（(ア) から(キ)まで、イからキまで及び第 2 号から第 5 号まで省略）